

解体工事業者の皆様へ

岡山県環境文化部環境企画課

フロン排出抑制法に基づく解体工事時の説明等について

環境行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

このたび、機器廃棄時のフロン類の回収率が低迷していることを背景として、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）が改正され、令和2年4月1日から、フロン類が充填されている業務用冷凍空調機器（以下「業務用機器」という。）を廃棄等する際の規制が強化されることとなりました。

ついては、解体工事を請け負う際には、次の点に御留意ください。

なお、改正概要及び改正に係るチラシを添付しておりますので参照の上、改正法の趣旨を十分に御理解くださいますとともに、業務用機器の適正な廃棄等をお願いいたします。

記

- 1 解体工事の元請業者である場合、発注者に対し書面により業務用機器の有無を説明し、その書面を3年間保存する必要があります。

※ 従前から説明義務はありましたが、本改正で保存義務が追加されました。

- 2 解体工事に併せて業務用機器を引き取る際には、当該機器が、フロン回収済みであることを証する引取証明書の写しが必要となります。

※1 「下取り」として、機器を引き取る場合においても、廃棄や部品取りを目的とした引取りである場合は廃棄等に該当しますので、引取証明書の写しが必要です。

※2 引取証明書の写し等により機器からフロン類を回収したことが確認できない場合は、機器の引取りはできません。

- 3 交付された引取証明書の写し等は、3年間保存が必要です。

<参考>

○法改正について

環境省フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon/>

岡山県ホームページ <http://www.pref.okayama.jp/page/419619.html>

○引取証明書、事前説明書面について

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構 <https://www.jreco.or.jp/index.html>